

## 秋田県における高病原性鳥インフルエンザ (H5亜型) 疑似患畜の確認 (今季初)

令和3年11月10日、秋田県の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)の疑似患畜が確認されました。

### ◇発生概要

- 1 発生確認年月日 令和3年11月10日
- 2 発生場所及び飼養状況  
秋田県横手市 採卵鶏 (約14.3万羽)
- 3 経緯  
11月9日 死亡羽数が増加している旨通報を受けて、簡易検査を実施し陽性  
11月10日 遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)の疑似患畜であることを確認
- 4 秋田県での防疫措置
  - ・当該農場で飼養される家きんの殺処分及び焼却又は埋却
  - ・移動制限区域(農場から半径3km以内の区域)及び搬出制限区域(農場から半径3km~10km以内の区域)の設定
  - ・その他、必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施



<その他>韓国においても、令和3年11月9日に忠清北道陰城郡にある、うずら飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が確認されました。

### <特に以下の予防対策の点検・確認を再度お願いします>

- ・飼養する家きんの異状の有無の確認
- ・異状家きん発生時の早期通報の徹底
- ・防鳥ネット・壁・金網等の破損箇所の再確認と修繕
- ・ウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場及び家きん舎内への侵入防止対策を徹底
- ・農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底

★家きんに異状が認められた場合は、速やかに、かかりつけの獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所へ連絡してください。

県北家畜保健衛生所

那須塩原市千本松800-3

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826 (夜間・休日)